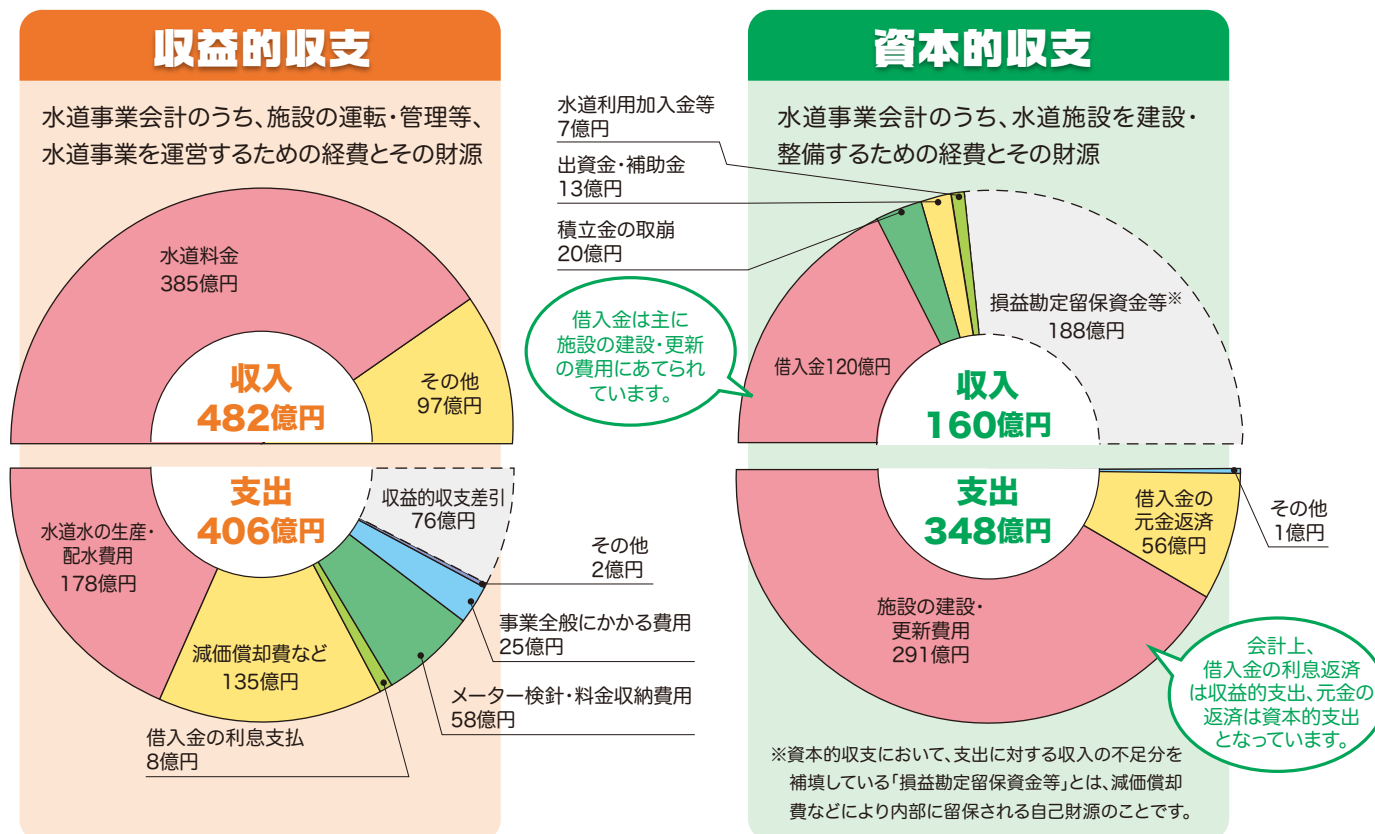


札幌市水道事業は、「地方公営企業」として経営しており、その事業の運営に必要な経費のほとんどを、水道料金でまかなう「独立採算制」をとっています。



水道事業の予算について【令和7(2025)年度】

水道事業の予算には、収益的収支と資本的収支があります。



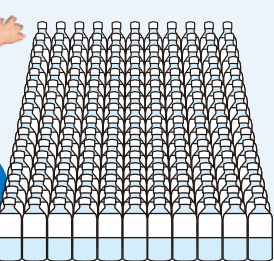
※四捨五入のため、計算が一致しない場合があります。

水道水を1m³つくるのにいくらかかるの？

1m³の水道水をつくるための費用のことを生産原価といいます。令和7(2025)年度の実産原価(予定)は217円で、右図の内訳からわかるように維持管理などの施設関係の費用が大部分を占めています。



1m³の水の量は1L入りペットボトル1,000本分に相当します。



札幌市水道料金は、下記のようなしくみとなっており、通常、水道料金と下水道使用料をあわせて2か月ごとにお支払いいただいております。



1か月あたりの料金表

区分 用途および メーターの口径		基本料金	従量料金(1㎡につき)						
			0～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～100㎡	101～500㎡	501～1,000㎡	1,001㎡～
家事の用 (25mm以下)		1,452.00円	0円	220.00円	253.00円	291.50円	363.00円	385.00円	412.50円
家事 以外 の 用	20mm以下	2,750.00円	0円	291.50円		335.50円	363.00円	385.00円	412.50円
	25mm	4,730.00円							
	40mm	20,900.00円	0円		363.00円	379.50円	396.00円		
	50mm	53,900.00円	0円						
	75mm	237,600.00円	0円						
	100mm	268,400.00円							
	150mm	562,100.00円							
	200mm	641,300.00円	0円						
	200mmを 超えるもの	水道事業管理者(水道局)が別に定める額							
公衆浴場用		1,452.00円	0円	159.50円					

※上記の金額は札幌市水道事業給水条例第24条に定める基本料金と従量料金に消費税相当額を加えたものであり、小数点以下第2位まで表記してあります。なお、上記の料金表で定めた水道料金に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。



札幌市水道料金のしくみ

$$\text{水道料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金}$$

「基本料金」と「従量料金」で構成されています

このように基本料金と従量料金の二本建てで計算される料金制度を「二部料金制」といいます。

基本料金とは

ご利用の目的や水道メーターの口径の大きさごとに設定された定額の料金

従量料金とは

使用した水の量に応じてご負担いただく料金



ご利用の目的と口径の大きさによって、適用される料金が分かれています

札幌市水道料金は、ご利用の目的によって、家庭向けの「家事の用」、事業者向けの「家事以外の用」、「公衆浴場用」の3種類に分かれています。

さらに、「家事以外の用」では、水道メーターの口径が大きいほど料金が高くなるように設定されています。